

第八十七回国会 衆議院 法務委員会 議録 第一号

本国会召集日(昭和五十三年十二月二十二日)(金曜日)(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

- 委員長 鳩田 宗一君
理事 羽田野忠文君 山崎武三郎君 横山 利秋君 高橋 高望君 青木 正久君 木村 武雄君 田中伊三次君 鳩山 邦夫君 藤井 勝志君 三池 信君 田邊 誠君 武藤 山治君 飯田 忠雄君 正森 成二君 阿部 昭吾君
理事 濱野 清吾君 稲葉 誠一君 沖本 泰幸君 稲葉 修君 篠田 弘作君 二階堂 進君 原 健三郎君 前尾繁三郎君 村山 達雄君 西宮 弘君 八百板 正君 長谷雄幸久君 加地 和君

昭和五十三年十二月二十二日 鳩田宗一君委員長辞任につき、その補欠として佐藤文生君が議院において委員長に選任された。

昭和五十四年二月十三日(火曜日)

午前十時十四分開議

出席委員

- 委員長 佐藤 文生君
理事 青木 正久君 西宮 弘君 中村 正雄君 稲葉 修君 田中伊三次君
理事 鳩山 邦夫君 沖本 泰幸君 篠田 弘作君 二階堂 進君

- 福永 健司君 三池 信君 村山 達雄君 木原 実君 下平 正一君 村山 喜一君 飯田 忠雄君 長谷雄幸久君 正森 成二君 小林 正巳君
出閣國務大臣 法務大臣 古井 喜實君
出席政府委員 法務政務次官 最上 進君 法務大臣官房長 前田 宏君 法務大臣官房会計課長 石山 陽君 法務大臣官房司法法制調査部長 枇杷田泰助君
委員外の出席者 法務委員会調査室長 清水 達雄君

委員の異動 昭和五十三年十二月二十二日

- 藤井 勝志君 補欠選任 佐藤 文生君
稲葉 誠一君 木原 実君
田邊 誠君 下平 正一君
八百板 正君 村山 喜一君
高橋 高望君 中村 正雄君
阿部 昭吾君 鳩崎弥之助君

同日 鳩崎弥之助君 補欠選任 阿部 昭吾君

昭和五十四年一月十日

- 羽田野忠文君 補欠選任 福永 健司君
同日 同月三十一日 補欠選任

- 加地 和君 永原 稔君
同日 補欠選任 加地 和君
永原 稔君
二月一日 補欠選任 加地 和君

- 武藤 山治君 兒玉 末男君
同日 補欠選任 武藤 山治君
加地 和君 小林 正巳君

- 兒玉 末男君 武藤 山治君
同日 補欠選任 武藤 山治君
寺前 巖君 寺前 巖君

- 寺前 巖君 正森 成二君
同日 補欠選任 寺前 巖君
同月八日 補欠選任 正森 成二君

- 委員鳩田宗一君が死去された。
同日 補欠選任 正森 成二君
同月九日 補欠選任 正森 成二君

- 正森 成二君 不破 哲三君
同日 補欠選任 正森 成二君
同月十日 補欠選任 正森 成二君

- 不破 哲三君 正森 成二君
同日 補欠選任 正森 成二君

理事保岡興治君昭和五十三年十二月十二日委員辞任につき、その補欠として青木正久君が理事に当選した。

の補欠として鳩山邦夫君が理事に当選した。

昭和五十三年十二月二十二日

政治亡命者保護法案(横山利秋君外六名提出、第八十回国会衆法第四〇号)
刑法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出、第八十回国会衆法第四一〇号)
民法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出、第八十四回国会衆法第二二二号)
刑法の一部を改正する法律案(内閣提出、第八十回国会衆法第七六号)
刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案(内閣提出、第八十四回国会衆法第五三三号)
同月二十六日 利息制限法の一部を改正する法律案(佐藤昭夫君外二名提出、参法第三三三号)(予)
昭和五十四年二月二日 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)
同月九日 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)
一月十九日 民法第七百五十条の改正に関する請願外二件(土井たか子君紹介)(第一二二号)
刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願(松本善明君紹介)(第九八号)
法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員を増員等に関する請願(正森成二君紹介)(第九九号)
同月二十六日 民法第七百五十条の改正に関する請願外六件

(土井たか子君紹介)(第三二六号)
刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する諸願(正森成二君紹介)(第三二七号)

同(工藤晃君共)紹介(第四一七号)
同(小林政子君紹介)(第四一八号)
同(柴田睦夫君紹介)(第四一九号)
同(不破哲三君紹介)(第四二〇号)
同(正森成二君紹介)(第四二二号)
同(松本善明君紹介)(第四二二二号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任
国政調査承認要求に関する件
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)
法務行政、検察行政、国内治安及び人権擁護に関する件

○佐藤委員長

これより会議を開きます。
この際、一言ごあいさつを申し上げます。
このたび、皆様の御推挙によりまして本委員会
の委員長に就任いたしました。もとより微力では
ございますが、職責の重大さにかんがみ、公正な
運営を図ってまいりたいと存じます。
委員各位の御理解と御協力をお願いいたしまし
て、ごあいさついたします。どうぞよろしくお
願い申し上げます。(拍手)

○佐藤委員長 理事補欠選任の件についてお諮り
いたします。
委員辞任に伴い、現在理事が四名欠員になって

おります。その補欠選任につきましては、先例に
よりまして、委員長に御一任願いたいと存じま
す。御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、
委員長は理事に

青木 正久君 鳩山 邦夫君
西宮 弘君 中村 正雄君
を指名いたします。

○佐藤委員長 次に、国政調査承認要求に関する
件についてお諮りいたします。

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政の適
正を期するため、本会期中
裁判所の司法行政に関する事項
法務行政及び検察行政に関する事項
並びに

国内治安及び人権擁護に関する事項
について、小委員会の設置、関係各方面からの説
明聴取及び資料の要求等の方法により、国政調査
を行うため、議長に対し、承認を求めたいと存じ
ますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決しました。

○佐藤委員長 法務行政、検察行政、国内治安及
び人権擁護に関する件について調査を進めます。

この際、法務行政等の当面する諸問題につい
て、古井法務大臣から説明を聴取いたします。古
井法務大臣。

○古井国務大臣 委員各位におかれましては、平
素から法務行政の運営について格段の御尽力をい
ただきまして、厚く御礼を申し上げます。
この機会に、法務行政に関する私の所信の一端
を申し述べ、委員各位の御理解と御協力を賜りた
いとお願ひ申し上げます。

昨年十二月、法務大臣に就任しまして以来、今
日まで短い期間であります。法務省の所掌事務
を見てまいりまして私の感ずるところは、法務行
政はきわめて済みで自立したぬものではありま
す。国民が安らかに生活していくためには大変重
要な意味を持つておるといふことでございます。

今日、文化の重視、人間性の回復といふことが
言われておりますが、国民の一人一人が人間とし
て、文化的生活を享受し得るためには、その前提
として、各人の権利が保護される一方、法秩序が
尊重され、みずから守るべき責任と節度、他者に
対する理解と思いやりの行き届いた社会があるこ
とが必要であります。従来、法務行政の使命は、
法秩序の維持と国民の権利の保全にあると言われ
てまいりましたが、私は、改めてその使命の重要
さをひしひしと感ずるわけであります。

私は、かねがね、国の行政の任に当たる者は、
国民一人一人の生きるための苦勞と努力に十分な
理解を持ち、愛情を持って事に当たらなければな
らないと考えておりますが、反面、社会の平穩を
保持し、善良な国民を守っていくためには、心を
鬼にしなければならぬこともあると思うのでござ
います。内外の諸情勢がきわめて激しいこの時期
において、私は、国民の期待にこたえられるよ
う、誠心誠意、みずからの良心に問いつつ、職責
を尽くしたいと思っておりますので、よろしくお
願ひ申し上げます。

以下、私が考えております当面の施策について
要点を申し上げます。

第一に、法秩序の維持についてであります。
最近におけるわが国の一般犯罪情勢は、全般的
にはおおむね平穩に推移しつつあると認められる
のでありまして、欧米諸国が顕著な犯罪増加の傾
向に悩んでいるのに対し、わが国の治安が良好に
保たれていることは、ありがたいことだと考える
次第であります。しかしながら、暴力団関係犯罪
の悪質化、覚せい剤犯罪の急増等なお警戒を要す
る諸問題も少なからず、今後の推移には必ずしも
楽観を許さないものがあるのでありまして、そ

のうち、当面特に警戒を要するのは、過激派集団
ないし過激分子の動向であります。
昨年五月の新東京国際空港の開港をめくり、開
港阻止を唱えてゲリラ的襲撃事件を反復継続し、
あるいは各派の組織的対立に起因する内ゲバ事件
を惹起した国内過激派の動向は、現在なお楽観を
許さぬものがありますが、一方、海外に根拠地を
置く日本赤軍も、他の国際的過激各派との連携を
強めながら、新たな国際的テロ事犯に向けて蠢動
を開始しつつあるとの徴候が認められるのであり
ます。

かかる内外過激派による不法無軌道な行動は、
民主主義社会の根幹である法秩序に対する挑戦で
あり、いわゆる模倣事犯を誘発するばかりでなく、
一般国民の間に違法精神の低下を招くおそれがあ
るのであります。このことを考えますとき、私は、
検察体制の一層の整備充実を図るため、可能
な限りの努力を尽くさねばならないと考えるので
あります。また、万一、不幸にして国際テロ事犯
の発生を見た場合には、昨年八月、ハイジャック
等非人道的暴力防止対策本部において決定された
対処方針を体し、関係省庁と相携えて確固たる態
度をもって臨まなければならないと考えておりま
す。

次に、いわゆるダグラス、グラマン問題につ
きましては、すでに東京地方検察庁がこの問題に関
して捜査を開始し、法務省も、同地検の要請を受
けて、去る一月十九日の閣議決定に基づき、米
司法省と折衝を行った結果、同月二十三日、同省
との間で米側非公開資料の交付に関するいわゆ
る司法取り決めを締結するに至り、近くこれらの
資料が入手できる見込みとなっております。これ
により、検察当局のこの問題に関する捜査は、さ
らに進展するものと考えますが、私は検察当局を
信頼し、事態の速やかな解明を期待しておりま
す。

一方、立法の面で申し上げますと、第八十四回
国会に提出し、現在継続審査に付されております
刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定

める法律案は、御承知のように、一部の過激派等の刑事事件の公判審理における必要の弁護制度を悪用した審理阻止戦術に対処することを目的とするものでありまして、これまでのこの種事件における公判闘争の実績等に照らし、これを防止し得る具体性、実効性のある方策が見出せない現状においては、本法案の成立を必要とする事態に變更はないものと考えております。したがって、当委員会におかれては本法案について十分の審議を行われ、その成立を見ますように、委員各位の御理解と御協力をお願いする次第であります。

また、現在継続審査中の刑法の一部を改正する法律案につきましても、よろしく御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

第二は、犯罪者及び非行少年に対する矯正及び更生保護行政の充実についてであります。犯罪者及び非行少年の改善更生につきましても、地域社会の温かい理解と協力のもとに刑務所、少年院等における施設内処遇を一層充実強化するとともに、保護関係機関を初めとする関係諸機関との連携を緊密にし、その効果を高めてまいり所存であります。

そのためには、まず施設内処遇につきましても、その実態につき広く国民の理解を得るとともに、良識ある世論を撰取し、時代の要請にこたえ得る適切な処遇態勢の実現に努力を払ってまいりたいと存じます。

なお、監獄法改正作業につきましては、法制審議会監獄法改正部会において審議が進められておりますが、答申を得た後、できる限り速やかに改正法案を国会に提出したいと考えております。一方、保護観察等の社会内処遇に關しては、引き続き保護観察官の活動の活性化を図り、保護司、更生保護会、関係団体との協働態勢を強化し、処遇方法の開発、多様化に努め、処遇効果をさらに高めてまいりたいと考えております。また、一般国民に対しましても、非行や犯罪の

予防と、非行少年や犯罪者の改善更生についての理解と協力を得るため、その啓発活動に一段と努力してまいりたいと存じます。

第三は、民事行政事務等の充実についてであります。

民事行政事務は、登記事務を初めとして量的に逐年増大し、また、質的にも複雑多様化の傾向にあります。これに対処するため、かねてから種々の方策を講じてきたところでありますが、今後とも人的物的両面における整備充実を努めるとともに、組織、機構の合理化、事務処理の能率化、省力化等に意を注ぎ、適正迅速な事務処理体制の確立を図り、国民の権利保全と行政サービスの向上に努めてまいり所存であります。

また、民事関係の立法につきましても、第八十四回国会におきまして民事執行法案の審議をお願いし、現在参議院において継続審査となっているところでございますが、同法の施行に際し関係法律の整理を図る必要から、今国会に民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を提出すべく、目下立案作業を進めており、速やかに法案を提出して、御審議をお願いしたいと考えております。

なお、右のほか、民法及び土地家屋調査士法について、それぞれ一部改正を検討中であり、成案を得ることができれば、今国会に提出したいと考えております。

次に、人権擁護行政についてであります。人権の尊重は民主政治の基本であり、立法、司法、行政の衝に当たる者のすべてが、常に最大の留意をしなければならぬところであると考へます。法務省にいたしましては、国民の間に広く人権尊重の思想を普及させるため、各種の広報手段によるほか、具体的な人権相談や、人権侵犯事件の調査処理等を通じ、常に啓発活動を行っているところであります。また、いわゆる差別事象の根絶についても、関係各省庁等と緊密な連携をとりながら積極的な啓発活動を通じてまいりたいと存じます。また、今後とも人権擁護委員制度の充実を図

り、国民の間に正しい人権思想が普及徹底するよう一層努力をする所存であります。

次に、訟務行政につきましても、国の利害に關係のある争訟事件は、最近の社会情勢を反映して、年々、複雑困難なものが多くなつてきておりますので、今後とも一層事務処理体制の充実強化を図り、この種事件の適正円滑な処理に万全を期するよう努めてまいりたいと存じます。

最後に、出入国管理行政についてであります。国際交流の拡大に伴い、わが国に出入する外国人及びわが国民の出帰国数は引き続き増加しております。また、在留外国人の活動も一層多様化する傾向を示しております。こうした情勢の中にあつて、いわゆる国際過激派等不穏分子の出入国に対しては不断の監視が要請される一方、いわゆるベトナム難民問題が内外の注目を浴びるなど、総じて本行政をめぐる情勢は複雑困難の度を高めるとともに、その重要性は今後一層増大するものと考えられます。法務省にいたしましては、このような情勢に対応して、国際協力の促進に資することを念頭に置きつつ、厳正な秩序ある管理を行うことによつて、本行政に課せられた使命の円滑適正な達成に遺憾なきを期する所存であります。

なお、法務省の施設につきましても、昨年に引き続き整備を促進し、事務処理の適正化と職員執務環境の改善を図りたいと考えております。以上、法務行政の当面の施策について所信の一端を申し述べましたが、委員各位の御協力、御支援を得まして、重責を果たしたい所存であります。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○佐藤委員長 この際、委員長から申し上げます。昭和五十四年度法務省関係予算及び昭和五十四年度裁判所関係予算につきましては、お手元に配付してあります関係資料をもって説明にかえさせていただきますので、御了承願ひいたします。

設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。まず、政府から、順次趣旨の説明を聴取いたします。古井法務大臣。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○古井国務大臣 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所職員の員数を増加しよるとするものでありまして、以下簡単にその要点を申し上げます。

第一点は、裁判所の員数の増加であります。これは、地方裁判所における特殊損害賠償事件、差しとめ訴訟事件及び新東京国際空港関係事件の適正迅速な処理を図るため、判事の員数を五人増加しようとするものであります。

第二点は、裁判官以外の裁判所の職員の員数の増加であります。これは、地方裁判所における特殊損害賠償事件、差しとめ訴訟事件及び新東京国際空港関係事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所書記官の員数を八人増加し、また、地方裁判所における特殊損害賠償事件、会社更生事件、差しとめ訴訟事件及び新東京国際空港関係事件、家庭裁判所における家事調停事件並びに簡易裁判所における民事調停事件及び道路交通法違反事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所事務官の員数を四人増加しようとするものであります。以上が裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますよう、お願いいたします。次に、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する

法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表について所要の改正を行おうとするものでありまして、以下簡単にその要点を申し上げます。

第一点は、簡易裁判所の名称の変更であります。すなわち、簡易裁判所の名称は、その所在地の市町村の名称を冠するのを原則としておりますので、広島県賀茂郡西条町、同郡八本松町、同郡志和町及び同郡高屋町を廃し、その区域をもって東広島市を置く処分に伴い、安芸西条簡易裁判所の名称を東広島簡易裁判所に變更するほか、三つの簡易裁判所の名称を變更しようとするものでありまして、いずれも地元住民の希望を考慮したものであります。

第二点は、簡易裁判所の所在地の変更であります。すなわち、埼玉県南埼玉郡久喜町を久喜市とする旨の町を市とする処分に伴い、久喜簡易裁判所の所在地の表示を埼玉県南埼玉郡久喜町から久喜市に改めるほか、名古屋簡易裁判所につき名古屋市東区から同市中区に移転のため、その所在地を名古屋市中区から同市中区に改める等、十八の簡易裁判所の所在地を改めようとするものであります。

第三点は、簡易裁判所の管轄区域の変更であります。すなわち、土地の状況、交通の利便等にかんがみ、鎌倉簡易裁判所の管轄に属する横浜市瀬谷区の区域をこの法律による改正後の保土ヶ谷簡易裁判所の管轄区域とするほか、三つの簡易裁判所の管轄区域を變更するものでありまして、地元住民の希望を考慮するとともに、関係諸機関の意見をも十分参酌したものであります。

第四点は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表の整理でありまして、市町村の廃置分合等に伴い、同法別表第五表について当然必要とされる整理をしようとするものであります。

以上が下級裁判所の設立及び管轄区域に関する

法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○佐藤委員長 これにて両案に対する趣旨の説明は終わりました。両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○佐藤委員長 この際、最上法務政務次官から発言を求められておりますので、これを許します。最上法務政務次官。

○最上政府委員 昨年の十二月十二日に法務政務次官に就任をいたしました最上進でございます。

大変微力ではありますが、古井法務大臣のもと、時局柄の重任をわきまえて、一生懸命努力する覚悟でございます。

先輩の皆様方の御指導、御教導を心からお願いをいたしまして、ごあいさつとする次第であります。ありがとうございます。(拍手)

○佐藤委員長 次回は、来る二十日火曜日午前十時理事会、午前十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時四十分散会

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、二六八人」を「一、二七三人」に改める。

第二条中「二万三千三百四人」を「二万三千三百六人」に改める。

附則

この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

理由

下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事及び裁判官以外の裁判所の職員の設定を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和二十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

次の題名を付する。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律

別表第一表中「第一表」を「第一表(第一条関係)」に改める。

別表第二表中「(第二表)」を「第二表(第一条関係)」に改める。

別表第三表中「(第三表)」を「第三表(第一条関係)」に改める。

別表第四表中「(第四表)」を「第四表(第一条関係)」に改め、同表名称の欄中「横浜西簡易裁判所」

を「保土ヶ谷簡易裁判所」に、「安芸西条簡易裁判所」を「東広島簡易裁判所」に、「コザ簡易裁判所」を「沖繩簡易裁判所」に、「花輪簡易裁判所」を「鹿角簡易裁判所」に改め、同表所在地の欄中「横浜市西区」を「横浜市保土ヶ谷区」に、「埼玉県南埼玉郡久喜町」を「久喜市」に、「高田市」を「上越市大手町」に、「直江津市」を「上越市西本町三丁目」に、「京都府乙訓郡向日町」を「向日市」に、「名古屋市中東区」を「名古屋市中区」に、「広島市」を「広島市上八丁堀」に、「広島県賀茂郡西条町」を「東広島市」に、「広島県安佐郡可部町」を「広島市可部町」に、「倉敷市児島小川町」を「倉敷市児島小川一丁目」に、「岡山県和気郡備前町」を「備前市」に、「倉敷市玉島」を「倉敷市玉島一丁目」に、「北九州市小倉区」を「北九州市小倉北区」に、「北九州市八幡区」を「北九州市八幡西区」に、「鹿児島県薩摩郡大隅町」を「鹿児島県曾於郡大隅町」に、「コザ市」を「沖繩市」に、「若手県二戸郡福岡町」を「二戸市」に、「秋田県鹿角郡花輪町」を「鹿角市」に、「北海道有珠郡伊達町」を「伊達市」に改める。

別表第五表中「(第五表)」を「第五表(第二条関係)」に改め、同表八王子簡易裁判所の管轄区域の欄中「南多摩郡」を「多摩市 稲城市」に改め、同表五日市簡易裁判所の項を次のように改める。

五日市	東京都の内 秋川市 西多摩郡の内 五日市町 日の出町 檜原村
-----	---

同表横浜西簡易裁判所の項を次のように改める。

保土ヶ谷	神奈川県の内 横浜市の内 保土ヶ谷区 西区 旭区 瀬谷区
------	------------------------------------

同表鎌倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「瀬谷区」を削り、同表藤沢簡易裁判所の項及び相模原簡易裁判所の項を次のように改める。

藤 沢	神奈川県の内 藤沢市 茅ヶ崎市 大和市 海老名市 綾瀬市 高座郡
相 模 原	神奈川県の内 相模原市 座間市

同表平塚簡易裁判所の項を次のように改める。

平 塚	神奈川県の内 平塚市 中郡
-----	------------------

同表小田原簡易裁判所の管轄区域の欄中「秦野市」を「秦野市 南足柄市」に改め、同表厚木簡易裁判所の項を次のように改める。

厚 木	神奈川県の内 厚木市 伊勢原市 愛甲郡
-----	------------------------

同表大宮簡易裁判所の項、久喜簡易裁判所の項、越谷簡易裁判所の項及び川越簡易裁判所の項を次のように改める。

大 宮	埼玉県の内 大宮市 岩槻市 鴻巣市 上尾市 桶川市 北本市 蓮田市 北足立郡
-----	---

久 喜	埼玉県の内 久喜市 加須市 南埼玉郡 北埼玉郡の内 騎西町 北川辺町 大利根町 北葛飾郡の内 栗橋町 鷲宮町 幸手町
-----	---

越 谷	埼玉県の内 越谷市 春日部市 草加市 八潮市 三郷市 北葛飾郡の内 杉戸町 松伏町 吉川町 庄和町
-----	--

川 越	埼玉県の内 川越市 所沢市 狭山市 入間市 富士見市 上福岡市 坂戸市 入間郡の内 大井町 三芳町 鶴ヶ島町 比企郡の内 川島町
-----	---

同表熊谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「川本村」を「川本町」に、同表小川簡易裁判所の管轄区域の欄中「吉見村」を「吉見町」に改め、同表本庄簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊里村」を削り、同表秩父簡易裁判所の管轄区域の欄中「野上町」を「長瀬町」に改め、同表松戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「我孫子市」を「我孫子市 鎌ヶ谷市」に改め、「鎌ヶ谷町」を削り、同表木更津簡易裁判所の管轄区域の欄中「木更津市」を「木更津市 君津市 富津市」に、同表館山簡易裁判所の管轄区域の欄中「館山市」を「館山市 鴨川市」に、同表古河簡易裁判所の管轄区域の欄中「古河市」を「古河市 岩井市」に、同表鳥山簡易裁判所の管轄区域の欄中「南那須村」を「南那須町」に、同表浜松簡易裁判所の管轄区域の欄中「浜北市」を「浜北市 湖西市」に、「豊田村」を「豊田町」に、同表甲府簡易裁判所の管轄区域の欄中「昭和田村」を「昭和田」に、同表新潟簡易裁判所の管轄区域の欄中「黒埼村」を「黒埼町」に、同表三条簡易裁判所の管轄区域の欄中「田上村」を「田上町」に、同表高田簡易裁判所の管轄区域の欄中「高田市」を「上越市（北出張所の所管区域を除く）」に改め、同表直江津簡易裁判所の項を次のように改める。

直 江 津	新潟県の内 上越市の内 北出張所の所管区域 東頸城郡 中頸城郡の内 柿崎町 大潟町 頸城村 吉川町
-------	--

同表都島簡易裁判所の管轄区域の欄中「城東区」を「城東区 鶴見区」に、同表東淀川簡易裁判所の管轄区域の欄中「東淀川区」を「東淀川区 淀川区」に、同表西成簡易裁判所の管轄区域の欄中「住吉区」を「住吉区 住之江区」に、同表阿倍野簡易裁判所の管轄区域の欄中「東住吉区」を「東住吉区 平野区」に、同表枚方簡易裁判所の管轄区域の欄中「北河内郡」を「交野市」に、同表京都簡易裁判所の管轄区域の欄中「東山区」を「東山区 山科区」に、同表右京簡易裁判所の管轄区域の欄中「右京区（右京区役所大原野出張所）」を「右京区（西京区役所大原野出張所）」に改め、同表向日町簡易裁判所の項を次のように改める。

向 日 町	京都府の内 向日市 長岡京市 京都市の内 南区南区役所久世出張所の所管区域 乙訓郡 の所管区域
-------	--

同表木津簡易裁判所の管轄区域の欄中「相楽郡」を「八幡市 相楽郡」に、同表宇治簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇治市」を「宇治市 城陽市」に、同表神戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「兵庫区（兵庫区役所道場出張所）」を「兵庫区 北区（北区役所道場出張所）」に、同表三田簡易裁判所の管轄区域の欄中「三田市」を「三田市 西京区西京区役所大原野出張所」に改める。

欄中「兵庫区兵庫区役所道場出張所」を「北区北区役所道場出張所」に改め、同表加古川簡易裁判所の管轄区域の欄中「印南郡」を削り、同表奈良簡易裁判所の管轄区域の欄中「天理市」を「天理市 生駒市」に改め、同表名古屋簡易裁判所の項を次のように改める。

名古屋	愛知県の内 名古屋市の内 中区 千種区 東区 北区 西区 熱田区 守山区 名東区
-----	--

同表昭和簡易裁判所の項を次のように改める。

昭和	愛知県の内 名古屋市の内 昭和区 瑞穂区 南区 緑区 天白区 豊明市 愛知郡の内 東郷町 日進町
----	---

同表瀬戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「長久手村」を「長久手町」に、同表犬山簡易裁判所の管轄区域の欄中「江南市」を「江南市」岩倉市に改め、同表半田簡易裁判所の項を次のように改める。

半田	愛知県の内 半田市 知多郡
----	------------------

同表関簡易裁判所の管轄区域の欄中「七宗村」を「七宗町」に、同表御高簡易裁判所の管轄区域の欄中「富加村」を「富加町」に改め、同表広島簡易裁判所の管轄区域の欄中「広島市」の下に「可部町、安佐町、安古市町、佐東町及び高陽町を除く」を加え、「瀬野川町」、「船越町」、「矢野町」及び「安芸町 熊野跡村」を削り、同表安芸西条簡易裁判所の項及び可部簡易裁判所の項を次のように改める。

東広島	広島県の内 東広島市 賀茂郡の内 福富町 豊栄町 大和町 河内町
-----	---

可部	広島県の内 広島市可部町、安佐町、安古市町、佐東町及び高陽町
----	-----------------------------------

同表岩国簡易裁判所の管轄区域の欄中「和木村」を「和木町」に、同表柳井簡易裁判所の管轄区域の欄中「大島村」を「大島町」に改め、同表岡山簡易裁判所の項を次のように改める。

岡山	岡山県の内 岡山市 御津郡 赤磐郡
----	----------------------

同表玉野簡易裁判所の項を次のように改める。

玉野	岡山県の内 玉野市 児島郡
----	------------------

同表備前簡易裁判所の管轄区域の欄中「和気郡」を「備前市 和気郡」に改め、同表倉敷簡易裁判所の項を次のように改める。

倉敷	岡山県の内 倉敷市(児島支所及び玉島支所の各所管区域を除く) 総社市 都窪郡 吉備郡
----	---

同表高梁簡易裁判所の管轄区域の欄中「吉備郡の内 昭和町」を削り、同表福岡簡易裁判所の項を次のように改める。

福岡	福岡県の内 福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 筑紫郡 糟屋郡
----	------------------------------------

同表前原簡易裁判所の項を次のように改める。

前原	福岡県の内 糸島郡
----	--------------

同表直方簡易裁判所の項、小倉簡易裁判所の項及び折尾簡易裁判所の項を次のように改める。

直方	福岡県の内 直方市 鞍手郡
----	------------------

小倉	福岡県の内 北九州市の内 小倉北区 小倉南区 若松区 戸畑区 八幡東区 八幡西区(八幡西区役所折尾出張所、香月出張所及び木屋瀬出張所の各所管区域を除く)
----	--

折尾	福岡県の内 北九州市の内 八幡西区八幡西区役所折尾出張所、香月出張所及び木屋瀬出張所の各所管区域 中間市 遠賀郡
----	---

同表久留米簡易裁判所の管轄区域の欄中「久留米市」を「久留米市 小郡市」に改め、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「三重村」を削り、同表平戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「鷹島村」を削り、同表熊本簡易裁判所の管轄区域の欄中「鷹島村」を削り、同表名瀬簡易裁判所の管轄区域の

欄中「龍郷村」を「龍郷町」に、同表加治木簡易裁判所の管轄区域の欄及び大隅簡易裁判所の管轄区域の欄中「贈峯郡」を「曾於郡」に、同表延岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「北浦村」を「北浦町」に改め、同表北川町に改め、同表那覇簡易裁判所の管轄区域の欄中「蒲添市」を「蒲添市 糸満市」に改め、「糸満町」を削り、同表コザ簡易裁判所の項を次のように改める。

沖繩県の内
 沖繩市 石川市 具志川市 宜野湾市
 中頭郡の内
 与那城村 勝連村 読谷村 嘉手納町 北谷村 北中城村 中城村

同表仙台簡易裁判所の管轄区域の欄中「名取市」を「名取市 多賀城市 泉市 岩沼市」に、同表相馬簡易裁判所の管轄区域の欄中「新地村」を「新地町」に改め、同表二戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「二戸郡の内」を「二戸市の内」に改め、「福岡町」及び「金田一村」を削り、同表秋田簡易裁判所の管轄区域の欄中「井川村」を「井川町」に改め、同表花輪簡易裁判所の項を次のように改める。

秋田県の内
 鹿角市 鹿角郡

同表大曲簡易裁判所の管轄区域の欄中「仙北村」を「仙北町」に、同表十和田簡易裁判所の管轄区域の欄中「十和田町」を「十和田湖町」に改め、同表滝川簡易裁判所の管轄区域の欄中「江部乙町」を削り、同表伊達簡易裁判所の管轄区域の欄中「有珠郡」を「伊達市 有珠郡」に改め、同表脇町簡易裁判所の管轄区域の欄中「麻植郡の内」を削り、同表川島簡易裁判所の管轄区域の欄中「阿波郡 麻植郡の内」を削り、同表川島町 鴨島町 美郷村 山川町」を「麻植郡 阿波郡」に改め、同表高知簡易裁判所の管轄区域の欄中「介良村 大津村」を削り、「大豊村」を「大豊町」に改め、同表本山簡易裁判所の管轄区域の欄中「大豊村」を「大豊町」に、同表西条簡易裁判所の管轄区域の欄中「西条市」を「西条市 東予市」に改める。

最近における市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の名称及び所在地並びに下級裁判所の管轄区域の表示を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則

昭和五十四年二月十九日印刷

昭和五十四年二月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局